

登録・表示制度改正のポイント

● 現行制度

【登録要件】

- ① 耐震性を有すること（新耐震基準又は耐震診断、耐震改修により耐震基準への適合が確認された建築物）
- ② 以下の対策を実施した共同住宅であること

〈ソフト対策〉

- （必須事項） 防災マニュアルを策定していること
- （選択事項） 年1回以上の防災訓練の実施、3日分程度の飲料水・食料の備蓄、応急用資器材の確保、災害時の連絡体制の整備のうちいずれか一つに取り組んでいること

〈ハード対策〉

停電時でも、水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時もしくは交互に行える電力供給可能な非常用電源設備が設置されていること。

【登録の段階表示】

登録住宅の防災対応力を 3段階 で表示

	☆	☆☆	☆☆☆
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト対策 ・ハード対策 (非常用電源稼働計画日数3日未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト対策とハード対策 (非常用電源稼働計画日数3日未満) ・ハード対策 (非常用電源稼働計画日数3日以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト対策とハード対策 (非常用電源稼働計画日数3日以上)



● 改正制度

【登録要件】

- ① 耐震性を有すること（新耐震基準又は耐震診断、耐震改修により耐震基準への適合が確認された建築物）
- ② 以下の対策を実施した共同住宅であること

〈ソフト対策〉※

- （必須事項） 防災マニュアルを策定していること
- （選択事項） 年1回以上の防災訓練の実施 又は 安否確認方法の構築
どちらか一つに取り組んでいること

※非常用電源の設置でも登録は可
(次ページへ続く)

【登録の段階表示】

登録住宅の防災対応力を **5段階** で表示

	☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆☆
取組	ソフト対策 ①防災活動 防災マニュアルの策定 + 防災訓練の実施 又は 安否確認方法の構築	①に加え以下の ②～⑤のうち 1つ	①に加え以下の ②～⑤のうち 2つ	①に加え以下の ②～⑤のうち 3つ	①～⑤の 全て
		ハード対策 ②非常用電源 <u>③エレベーター閉じ込め防止対策(リスタート運転機能)</u> <u>④エレベーター早期復旧対策(自動診断・仮復旧運転機能)</u> <u>⑤防災備蓄資器材の確保</u>			